

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第27条の2第2項
許認可等の種類	指導員訓練の認定
法令の定め	・職業能力開発促進法 第27条の2第2項 ・職業能力開発促進法施行規則 第36条の4、第36条の5、第36条の6及び第36条の7
審査基準	「未設定」 <input type="checkbox"/> 申請実績がない又は将来的に見込みのないもの
標準処理期間	総期間 日・月 ( ) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課 (電話番号: )
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )